

平成30年度第8回定例総会 議事録

1 開催日時 平成30年11月26日（月）午後3時30分～午後3時56分

2 開催場所 加美町小野田支所 2階会議室

3 出席委員（19名）

会 長	19番	我孫子武二
会長職務代理者	18番	三浦泉
委 員	1番	半田守
〃	2番	天野勇一郎
〃	3番	二瓶宏男
〃	4番	尾出弘子
〃	5番	高橋京一
〃	6番	小山京子
〃	7番	板垣文一
〃	8番	三嶋秀二郎
〃	9番	畠山義信
〃	10番	杉村昭宏
〃	11番	千葉連悦
〃	12番	畠山明美
〃	13番	尾形徳夫
〃	14番	澁谷幹男
〃	15番	伊藤登喜子
〃	16番	齋田洋一
〃	17番	佐々木信幸

4 欠席委員（なし）

5 議事日程

- | | | |
|------|------------|----------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 会議書記の指名 | |
| 日程第4 | 報告第22号 | 非農地証明書の交付について |
| 日程第5 | 報告第23号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第6 | 報告第24号 | 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について |
| 日程第7 | 議案第22号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第8 | 議案第23号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第24号 | 農用地利用集積計画の審査について |

6 説明のため出席した職員

農業委員会事務局長（書記）	太 田 浩 二
農業委員会事務局参事兼次長兼農地係長	鎌 田 裕 之
農業委員会事務局主事	猪 股 雅 敬

7 議事の経過及び結果

次のとおり。

第8回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後3時30分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より平成30年度加美町農業委員会第8回定例総会を開催いたします。

はじめに、会長からご挨拶をお願いいたします。

*会長（我孫子武二会長） 本日は第8回定例総会にご出席いただき、大変ご苦労さまでございます。皆さんもご存じだと思いますけれども、TPPイレブンが12月30日に発効されます。合わせて、TPA、EUとの自由貿易協定が来年の2月に発効されるのではないかとというような報道がなされました。そういうことを考えますと、日本の農業は放り出されるような状況になります。11月22日の農業新聞ですけれども、国連で小農宣言を採択されたという内容の記事が出ておりました。これはあくまでも自給率を上げなさいというような宣言ですけれども、いかんせん日本は棄権したというような記事でした。非常に残念でございますけれども、我々農業委員会からすれば、農地を守ることが第一だと考え、日本は日本に合った農業形態であるべきだと思いますし、時代の流れとして法人化なり大規模経営と同時に家族経営というのもあって然るべきではないかというふうに思っております。

本日も皆さんの慎重な審議をお願いしまして挨拶といたします。よろしく願いいたします。

*事務局（太田浩二事務局長） それでは農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしく願いいたします。

*議長（我孫子武二会長） ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議事録署名委員の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、16番 齋田洋一委員、17番 佐々木信幸委員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

*議長（我孫子武二会長） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 会議書記の指名

*議長（我孫子武二会長） 日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第4 報告第22号 非農地証明書の交付について

*議長（我孫子武二会長） 日程第4、報告第22号、非農地証明書の交付について事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第22号、非農地証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願があり、現地調査等による審査の結果、農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付したので報告いたします。平成30年11月26日提出、加美町農業委員会会長 我孫子武二。

[報告第22号

登記簿 田 現況 宅地。面積498㎡。

昭和46年に農地法第4条転用許可を受け、住宅を建築し、宅地として使用しているが、地目変更登記を行わず、現在に至る。

登記簿 田 現況 宅地。外1筆、面積728㎡。

平成4年に農地法第5条転用許可を受け、住宅を建築し、宅地として使用しているが、地目変更登記を行わず、現在に至る。

以上2件の非農地証明書交付について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第22号を終了いたします。

日程第5 報告第23号 農地法第18条第6項の規定による通知について

*議長（我孫子武二会長） 日程第5、報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より報告いたします。

*事務局（猪股雅敬主事） 報告第23号、農地法第18条第6項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。平成30年11月26日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第23号

賃貸借の合意解約通知受付

10月19日受付 地目 田、地積2,113 m²
(農地法第3条)

10月30日受付 地目 田、地積738 m²
(基盤強化促進法)

10月31日受付 地目 田、地積1,450 m² 外1筆
(基盤強化促進)

11月5日受付 地目 田、地積345 m²
(基盤強化促進法)

11月9日受付 地目 田、地積3,078 m² 外9筆
(基盤強化促進法)

以上、30,196 m²の合意解約について説明。 〕

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて報告第23号を終了いたします。

日程第6 報告第24号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（我孫子武二会長） 日程第6、報告第24号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（鎌田裕之次長） 報告第24号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。平成30年11月26日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

〔 報告第24号

工事完了報告書

10月24日受付 第5条

駐車場、30年9月25日許可。30年10月23日完了。

工事進捗状況

11月2日受付 第5条

現場事務所用地（一時転用）、30年9月25日許可。30年11月2日現在の進捗率50.0%。

以上2件の工事進捗状況、工事完了報告書について説明。]

*議長（我孫子武二会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これにて、報告第24号を終了いたします。

日程第7 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第7、議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第22号、農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年11月26日提出。加美町農業委員会会長、我孫子武二。

16ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は3件でございます。

番号1、渡人、A氏、70歳。受人、B氏、68歳。申請地は、宮崎字新檀原西の田1筆で、面積は1,990㎡。総額…万円で近隣の農業者へ売買をするものでございます。

番号2、渡人、C氏、91歳。受人、D氏、72歳。申請地は、字原町大橋の田1筆で、面積250㎡。後継者に贈与をするものでございます。

番号3、渡人、E氏、48歳。受人、F氏、22歳。申請地は、宮崎字三ヶ内の田1筆で、面積は3,529㎡。後継者に贈与をするものでございます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。議案第22号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、8番 三嶋秀二郎委員です。8番 三嶋秀二郎委員については、申請番号1番の現地調査報告から審議終了まで退席をお願いいたします。

[委員退室 午後3時41分]

* 議長（我孫子武二会長） ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、13番 尾形徳夫委員をお願いします。

* 13番（尾形徳夫委員） 13番、尾形が報告いたします。11月3日に譲渡人であるA氏、譲受人であるB氏に聴き取り調査、現地確認を行いました。譲渡人であるA氏の水田は近隣のB氏の自宅にあり、B氏のいぐねがありまして、その裏ということで日陰の部分になっているところもありまして、気になっている水田ということもあり、今回の売買ということになりました。現地確認の結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（我孫子武二会長） ご苦労様でした。これより、申請番号1番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第22号、申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、申請番号1番については申請のとおり許可することに決定いたしました。それでは、8番 三嶋秀二郎委員の入室を許可します。

[委員入室 午後3時44分]

* 議長（我孫子武二会長） 続いて、申請番号2番及び申請番号3番の案件について審議いたします。この事案について、質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第22号、申請番号2番及び申請番号3番についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第22号、申請番号2番及び申請番号3番については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第8 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

*議長（我孫子武二会長） 日程第8、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請について。事務局より説明をさせます。

*事務局（鎌田裕之次長） 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について。下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。平成30年11月26日提出。加美町農業委員会会長我孫子武二。

18ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は1件です。

番号1、資料は19ページの事業計画書概要から25ページまでになります。譲渡人は、加美町谷地森字新里…番地、G氏。譲受人は、同住所のH氏。申請地は、谷地森字新里東…番、外1筆の畑、面積は合わせて503㎡。申請事由は、贈与により住宅を建築するものです。事業資金は、銀行融資…万円です。事業計画は、平成30年12月1日の着工、平成31年9月1日の完成予定です。申請地は、加美町役場宮崎支所の東南東約3.7kmの場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地と判断される農地ではありますが、用途が分家住宅であり、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、住宅、事務所、作業場等であることから、不許可の例外規定に該当すると判断しました。本案件は、譲受人が譲渡人から申請地の贈与を受け、分家住宅を建設するものであります。周辺において第2種農地及び第3種農地はなく、ほかに申請者が当該目的に使用することが可能な農地以外の土地もないことから、現在の宅地と隣接する申請地を選定したものであります。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。それでは、申請番号1番について、10番、杉村昭宏委員お願いします。

*10番（杉村昭宏委員） 10番 杉村です。現地調査の結果を報告いたします。去る11月16日、三嶋委員、尾形委員、私、事務局の5名で調査を行いました。譲渡人であるG氏立会いの下、現地調査を実施しました。申請地は、加美町役場宮崎支所の東南東3.7kmに位置し、農地の区分としてはおおむね10ha以上の規模のまとまった農地の区域内にあることから、第1種農地と判断されます。しかし第1種農地に関わる不許可の例外規定の部分で集落に接続して設置されるものであり、この例外規定に該当すると判断されます。申請内容は、譲受人が譲渡人から申請地の贈与を受け、分家住宅を建設するものです。盛土は行わないことから、土砂の流出はないと判断いたしました。また、雨水については現状同様に隣接する水路に放流し、汚水、雑排水は浄化槽に接続するため支障はないと判断いたしました。以上の点から許可相当と判断されました。以上です。

*議長（我孫子武二会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第23号、農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第9 議案第24号 農用地利用集積計画の審査について

*議長（我孫子武二会長） 日程第9、議案第24号 農用地利用集積計画の審査についてを議題といたします。事務局より説明をさせます。

*事務局（猪股雅敬主事） 議案第24号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。平成30年11月26日提出。加美町農業委員会会長 我孫子武二。

28ページをご覧ください。今月の農用地利用集積の審議は、売買6件、賃貸借1件の計7件でございます。

番号1、渡人、I氏、56歳。受人、A氏、70歳。申請地は宮崎字新檀原の田1筆で、面積2,607㎡。権利移動の種別は売買で、売買金額は総額…万円でございます。

番号2、渡人、J氏、71歳。受人、K社、代表取締役 L氏。申請地は、字大曲の田2筆で、面積4,431㎡。権利移動の種別は賃貸借でございます。

申請番号3番から7番までの案件につきましては議案書のとおりとなっております。

以上、7案件で田22筆、面積37,866㎡となっております。これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものと判断されます。以上で説明を終わります。

*議長（我孫子武二会長） 議案の説明が終わりました。議案第24号につきましては、委員が当事者である事案があります。農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、当事者は議案の審議に参加することができません。参加できない委員は、申請番号1番について、8番 三嶋秀二郎委員。申請番号2番については、13番 尾形徳夫委員です。それでは、8番 三嶋秀二郎委員は申請番号1番の審議開始から終了まで退席をお願いします。

[委員退室 午後3時52分]

*議長（我孫子武二会長） これより、申請番号1番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第24号、申請番号1番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号、申請番号1番については、原案のとおり決定いたしました。それでは8番、三嶋秀二郎委員の入室を許可いたします。

[委員入室 午後3時54分]

*議長（我孫子武二会長） つづいて、13番 尾形徳夫委員は、申請番号2番の審議開始から終了まで退席をお願いします。

[委員退室 午後3時54分]

*議長（我孫子武二会長） これより、申請番号2番について審議いたします。この事案について質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第24号、申請番号2番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって議案第24号、申請番号2番については、原案のとおり決定いたしました。それでは13番、尾形徳夫委員の入室を許可いたします。

[委員入室 午後3時55分]

*議長（我孫子武二会長） 続いて、申請番号3番から7番の案件について審議いたします。この事案について、質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより、議案第24号、申請番号3番から7番についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（我孫子武二会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第24号、申請番号3番から7番については、原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで平成30年度第8回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〈午後3時56分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

平成30年11月26日

議 長 我 孫 子 武 二

署名委員 齋 田 洋 一

署名委員 佐 々 木 信 幸